広島県告示第六百七十九号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成三十年九月十三日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

上欄	
発起人の住所及び氏名	福山市田尻町三〇一八―二 小林　俊治 福山市田尻町一七三〇 藤井まゆみ
加入区	田尻
法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	田尻あんずの里漁業協同組合

下欄	
縦覧期間	平成三〇年九月一三日～平成三〇年九月二七日
縦覧場所	田尻あんずの里漁業協同組合